

志摩市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

志摩市景観計画では、太陽光発電施設の設置に関して景観形成基準を定めています。

このガイドラインは、太陽光発電施設に関する景観形成基準に適合しつつ、より良好な景観の形成に配慮していただくため、具体的に配慮すべき事項を取りまとめたものです。

ガイドラインの構成は次の通りです。

「○」印がある地区について「具体的に配慮すべき事項」が適用されることを示します。

基本: 基本的基準(以下の全てのゾーン・地区に適用されます。)

山地・里山: 山地・里山ゾーンに適用される基準

里海・熊野: 里海・熊野灘沿岸ゾーンに適用される基準

市街地: 市街地ゾーンに適用される基準

沿道(内陸): 沿道ゾーン(内陸型)に適用される基準

沿道(沿岸): 沿道ゾーン(沿岸型)に適用される基準

横山展望台: 横山展望台眺望保全地区に適用される基準

桐垣展望台: 桐垣展望台眺望保全地区に適用される基準

※各ゾーン、地区については、次頁図参照

景観形成基準に記載の番号(【A16-1】など)は、志摩市景観計画・景観形成基準解説書に記載の番号を示します。

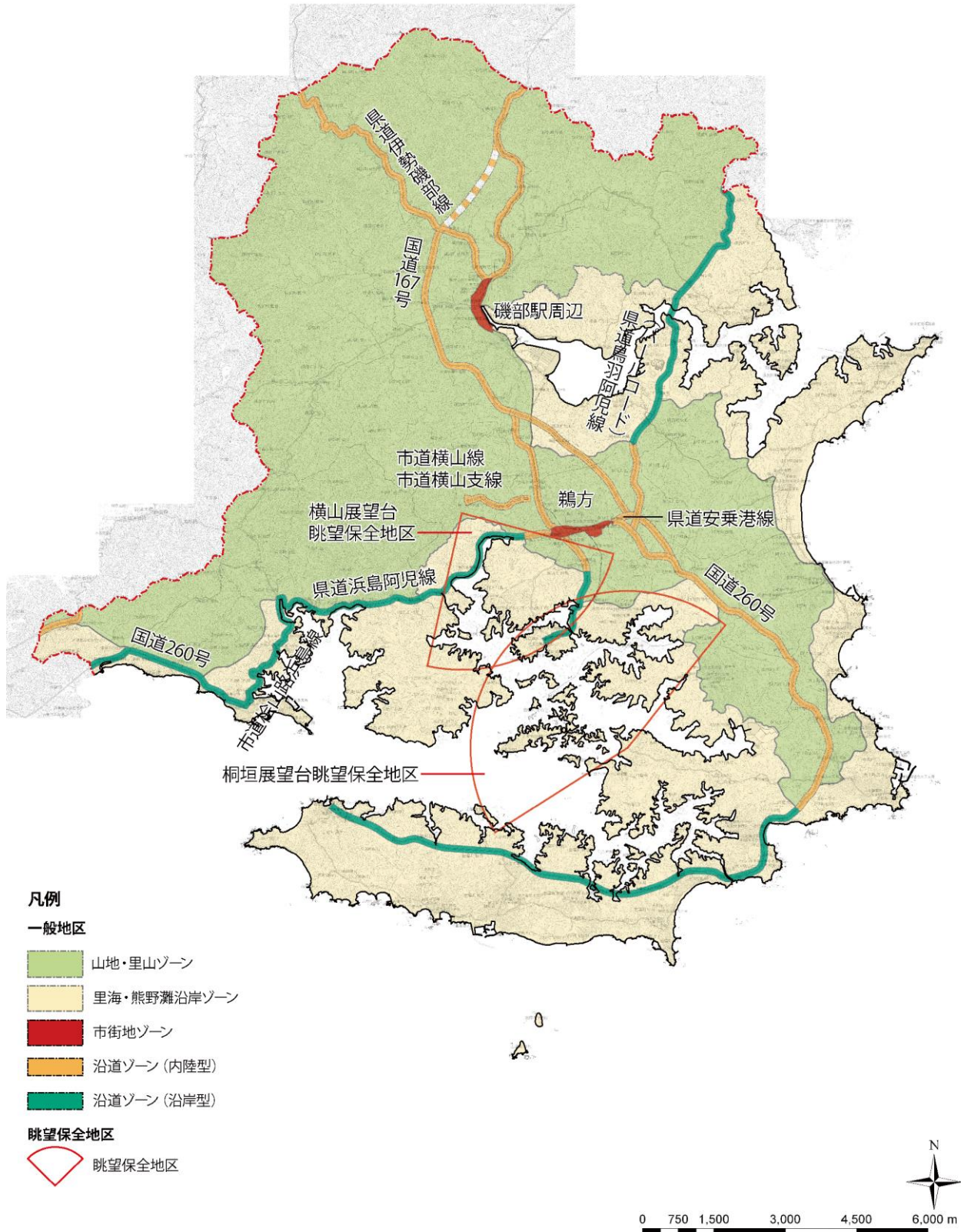
景観形成基準	具体的に配慮すべき事項	基本	山地・里山	里海・熊野	市街地	沿道(内陸)	沿道(沿岸)	横山展望台	桐垣展望台
		(1) 規模等							
【A16-1】 太陽光発電施設の最上部は、できる限り低く抑え、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。	太陽電池モジュールの高さは、できる限り低く抑え、周囲の景観から突出しないようにする。 太陽電池モジュールを勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○

志摩市景観計画に規定する景観形成基準を記載しています。

各景観形成基準に対して、良好な景観形成のため、具体的に配慮すべきチェック項目を記載しています。解説書に記載のイメージも参考にいただきながら、当該行為について具体的配慮をお願いします。

※「(5) その他」「(6) 維持管理」については、景観形成基準を定めていませんが、「具体的に配慮すべき事項」に沿って、できる限り景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じる必要があります。

図 景観計画区域



※沿道ゾーン（内陸型）破線区間（国道167号磯部バイパス）については、道路整備に伴い沿道ゾーン（内陸型）に指定する。

出典：2006 三重県共有デジタル地図（数値地形図2500（道路縁1000））三重県市町総合事務組合

表 太陽光発電施設の設置に関して具体的に配慮すべき事項

景観形成基準	具体的に配慮すべき事項	基本	山地・里山	里海・熊野	市街地	沿道(内陸)	沿道(沿岸)	横山展望台	桐垣展望台
(1) 規模等									
<p>【A16-1】 太陽光発電施設の最上部は、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールの高さは、できる限り低く抑え、周囲の景観から突出しないようにする。 太陽電池モジュールを勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。 太陽電池モジュールは、高さを低く抑えると共に、向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。 	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 配置、緑化等									
<p>【A16-2】 太陽光発電施設は、植栽等で目隠しを行うなど、道路等の公共の場所から容易に目立たないよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が自動車や歩行者等の交通量の多い道路や公園などの公共の場所から見える場合や民家等に隣接する場合は、植栽等で目隠しを行うなど、できる限り直接見えないようにする。 屋上に設置する場合は、太陽電池モジュールの最上部をできる限り低くするとともに、目隠し等の修景を図る。 歴史的集落や農漁村集落、市街地、観光保養地に近接した場所に設置する場合、太陽電池モジュール(土台や支柱を含む)の存在感が軽減するよう、植栽等による目隠しや配置を工夫する。 	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>【E3-1】【F5-1】 太陽光発電施設(柵塀等含む)は、敷地境界からできる限り後退し、圧迫感の軽減に配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設は、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽などにより修景する。なお、後退距離の目安は、隣地との境界から3.0m以上とする。ただし、隣接して建築物がある場合は、その土地の境界から5.0m以上とする。 柵塀等を設置する場合は、道路(農道、林道、自転車道等を含む)の沿道に直接面して設置せず、圧迫感回避のため、緩衝帯などによって一定の後退距離を確保する。なお、後退距離の目安は、道路境界線から5.0m以上とする。 					○	○		
-	<ul style="list-style-type: none"> 山地や丘陵地の頂上付近や尾根線付近、高台等への設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、稜線を乱さない若しくは土地の形状に違和感を与えないように設置するなど、太陽光発電施設が突出しないようにすること。 		○	○					

景観形成基準	具体的に配慮すべき事項	基本	山地・里山	里海・熊野	市街地	沿道(内陸)	沿道(沿岸)	横山展望台	桐垣展望台
【B1-1】【C4-1】 【G7-1】【H7-1】 誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、人工物(土台や支柱を含む)の存在感や反射光を軽減させる工夫をすること。	<ul style="list-style-type: none"> 誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避ける。 やむを得ず設置する場合は、パネルの反射光などにより誇れる視点場からの眺望景観を阻害しないよう、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をする。 		○	○				○	○
(3) 形態・意匠									
【A16-3】 太陽光発電施設等を使用または設置する場合は、周辺景観との調和に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するよう、できる限り目立たずに周辺に溶け込むデザインとする。 外壁に設置する場合は、建築の外壁と太陽電池モジュールが調和したものとする。 歴史的集落において、太陽電池モジュールを屋根に設置する場合は、和風の瓦屋根に調和するものとする。 	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 色彩、素材									
【A16-4】 太陽光パネルの色彩は、黒、ダークグレー又は濃紺色の目立たない色彩とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールの色彩は、周囲の景観との調和に配慮した、低明度かつ低彩度で目立たないものとし、原則として、黒、ダークグレー又は濃紺色の中から選択する。 太陽電池モジュールは、低反射(反射光を抑える処置がなされたもの)で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用する。 建築物の屋根や外壁に設置する場合は、建築物の屋根や外壁の色彩を太陽電池モジュールと調和するものとする。 	○	○	○	○	○	○	○	○
【A16-5】 太陽光発電施設等のフレームや架台、脚部、附属設備、フェンス等は、道路等の公共の場所から容易に目立たないように、位置や形状、色彩に配慮すること。ただし、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど、周辺景観との調和に配慮した場合はこの限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とする。 パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩(建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩)とする。 	○	○	○	○	○	○	○	○

景観形成基準	具体的に配慮すべき事項	基本	山地・里山	里海・熊野	市街地	沿道(内陸)	沿道(沿岸)	横山展望台	桐垣展望台
(5) その他									
-	・ 景観重要建造物や景観重要樹木、指定文化財(建造物、史跡名勝、天然記念物に限る)近傍(概ね当該物件から半径 100 メートル以内)では、地上型太陽光発電施設の設置を避けること。	○	○	○	○	○	○	○	○
-	・ 稼働後の時間経過に伴う景観の悪化につながらないよう、敷地や設備機器類の維持管理が省力化できるよう努めること。	○	○	○	○	○	○	○	○
-	・ 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限となるよう計画すること。		○	○				○	○
(6) 維持管理									
-	・ 太陽光発電施設(附属設備を含む)及び敷地については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努めること。	○	○	○	○	○	○	○	○
-	・ 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画を定め、撤去する必要が生じた場合は、長期間放置することなく、設置者(事業者)、施設管理者、敷地所有者等において適切に撤去すること。	○	○	○	○	○	○	○	○